

市職員 2 次募集

募集期間 1 月 16 日(火)まで

試験日 1 月 28 日(日) (専門試験・作文試験)

試験会場 阿蘇市役所北側別館大会議室

●試験区分・受験資格など

職種 採用予定数	職務の概要など	受験資格
土木技術職 1 人程度	市長部局などに勤務し、専門の技術業務に従事します。	昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、直近 10 年のうち職務経験が 5 年以上（休職等の期間を除く。）あり、2 級以上の土木施工管理技士または技術士（建設部門）の資格を有する人
保育士 2 人程度	市長部局の保育所など、保育業務に従事します。	昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人、または平成 29 年度実施の国家試験で取得する見込みの人

●申込書の請求方法

直接取りに来る場合	阿蘇市役所 2 階 総務課人事係 に用意してあります。
郵送で請求する場合	封筒の表に「阿蘇市職員採用試験申込書請求」と朱書きし、140 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A 4 サイズが入るもの）を同封の上、「〒 869-2695 阿蘇市役所 阿蘇市総務課人事係」に請求してください。1 月 16 日(火)までの消印があるものに限り請求を受け付けます。
インターネットからダウンロードする場合	阿蘇市のホームページ (http://www.city.aso.kumamoto.jp/) にアクセスして、申込書 (PDF 形式) をダウンロードしてください。なお、A 4 サイズの厚紙（官製はがき程度の厚さで白紙）を使用してください。

▷上記試験の合格者は、2月中旬頃に阿蘇市役所で第2次試験（面接など）を行います。

市一般任期付職員募集

募集期間 1 月 15 日(月)～2 月 9 日(金)まで

試験日 2 月 18 日(日) (作文試験)

試験会場 阿蘇市役所北側別館大会議室

●募集区分・受験資格など

職種 採用予定数	採用予定日	任期	初任給	受験資格
保育士 4 人程度	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日まで	155,800 円	昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人、または平成 29 年度実施の国家試験で取得する見込みの人

▷任期は原則 1 年ですが、5 年を上限に更新する場合があります。

●申込方法など

申込方法	以下の①～③を持参または郵送してください。（郵送の場合封筒の表に「採用選考申込」と朱書き） ①一般任期付職員選考申込書（最近 6 カ月以内に撮影した写真 1 枚（縦 4 ㍉×横 3 ㍉）を貼付。） ②エントリーシート及び志望動機等 ③受験票送付用返信用封筒（長形 3 号の封筒に宛先を記入のうえ 82 円切手を貼付。）
申込書・エントリーシート取得方法	1 月 15 日(日)より総務課人事係で配布または阿蘇市ホームページから印刷できます。（印刷する際は A4 白紙を使用）

受付時間は、午前 8 時 30 分～午後 5 時（ただし、土・日・祝日は除く）

阿蘇市役所総務課 人事係 ☎ 22-3111

阿蘇広域行政事務組合職員募集

募集期間 1 月 19 日(金)～2 月 2 日(金)まで

試験日 2 月 18 日(日)

試験会場 大阿蘇環境センター未来館

●試験区分・受験資格など

区分	職種 採用予定数	職務の概要など	受験資格
高卒程度	一般事務 1 人程度	事務局・議会事務局に勤務し、一般事務に従事します。	平成 2 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた人
	介護福祉士 1 人程度	事務局福祉施設に勤務し、介護に従事します。	平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれ、介護福祉士の資格を有する人

▷上記試験の合格者は、3月に第2次試験を行います。

阿蘇広域行政事務組合事務局総務課 人事係 ☎ 24-5111

市県民税・国民健康保険税の申告

2月16日(金)から申告が始まります！お忘れなく！

平成30年度(平成29年分)市県民税・国民健康保険税の申告が**2月16日(金)**から始まります。詳しくは、後日お知らせします。日程表をご確認いただき、必要な書類を持参のうえ、申告してください。

申告をしなければならない人

平成30年1月1日現在、阿蘇市に住所がある人で次に該当する人など

○営業、農業、不動産、配当などの所得があった人

○給与所得者でその他の収入があった人

○年末調整が未済で控除などの追加がある人

○公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける人やほかの収入があった人

○国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている人で非課税所得(遺族年金・障害年金)のみの人や無収入であった人

申告をしなかった場合

▼所得証明書などの交付ができません。

▼国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅の家賃や保育料の算定など多くの公的な手続きに支障をきたす場合があります。

※身体の不自由な人や高齢者の人で期間中、申告においでいただくことが困難な場合は、必ず連絡してください。

事業収入を有する人へ

事業収入を有する人は、収支の確認に必要な場合がありますので、事業用の通帳をお持ちいただきますようお願いいたします。併せて、平成29年1月1日から12月31日まで記帳がされているかご確認ください。

また、長期間記帳していなかった場合、合計記帳となる場合があります。合計記帳された期間は、通帳で明細が確認できませんので、銀行等の窓口でお申し出いただき明細書を取得していただく必要があります。

雑損控除の繰り越しについて

熊本地震による雑損控除を受けた人で、平成28年分の所得金額から控除しきれなかった金額(繰越控除)がある場合は、申告によって平成29年分の所得金額から控除することができます。申告の際は、昨年の申告書の控えをご持参ください。

上場株式等の所得に係る個人住民税の課税方式の選択

上場株式等の配当所得・譲渡所得等がある人は、所得税と市・県民税とで異なる課税方式(申告不要制度、申告分離課税、総合課税)を選択できます。

課税方式を変更される人は、納税通知書が送達されるまで(例年6月上旬)に、確定申告書とは別に市県民税申告書をご提出ください。

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい。

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 ※完全予約制です。

法律相談料が変わりました。

- ・初回相談が、30分まで無料になりました！
- ・初回30分超また2回目以降は30分3500円です。

※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇ひまわり基金法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

熊本県弁護士会所属

弁護士 森 あい(もり あい)



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

広告

セルフメディケーション税 制(医療費控除の特例)

健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組み(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診)を行っている人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のためにスイッチOTC医薬品(医療用から転用された医薬品)の購入費を支払った場合、1万2千円を超える額(最高8万8千円)を所得控除できる制度です。平成29年度の所得税、平成30年度市県民税から適用されます。

また、この特例を受ける場合、申告の際に、「一定の取り組み(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診)を行ったことの証明書(領収書や結果通知書)」と「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となります。

なお、従来の医療費控除との選択適用となるため、この特例の適用を受ける場合、従来の医療費控除の適用を受けることができません。

事業主の皆様へ

平成29年中に給与、賃金などを支払った場合は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、すべての受給者に交付することになります。

また、「給与支払報告書」は、職業形態、支払い金額にかかわらず、平成30年1月1日現在、受給者の住所のある市町村に、平成30年1月31日(水)までに提出してください。

平成29年中に支払った 保険料・税の納付証明書の発行

所得税の確定申告書を提出する際、納付証明書の添付は義務付けられておりませんが、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払額を証明するものを必要とされる場合は、納付証明書を発行(手数料は無料)しておりますので、本庁税務課ほけん課又は支所窓口にてお申し出下さい。

●問い合わせ

(国民健康保険税)
▽市役所税務課
☎22・3148

(介護保険料・後期高齢者医療保険料)
▽市役所ほけん課
☎22・3145

税申告で障害者控除が 受けられる場合があります (介護保険要介護認定関係)

障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、次に該当する人で認定の基準を満たしている人は、平成29年の申告用として「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けられる場合があります。

認定書の交付を希望する人は、ほけん課介護保険係にお問い合わせください。

●認定書の対象者(次のすべてに該当する人)

①平成29年12月31日現在(年の途中に死亡した場合はその日)で阿蘇市介護保険第1号被保険者に該当する人

②要介護認定を受けていて、認定基準を満たしている人(要支援は非該当)

③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書などを所持していない人

●認定の基準

基準に基づき、介護保険の認定情報などにより審査しますが、単に要介護度だけでなく、身体の障害の状態や認知症の状態による自立度も含めて判定します。要介護認定を受けている人であっても、必ず認定書の交付を受けられるとは限りません。

●申請方法

▽申請者本人または親族

▽持参物 介護保険証、印鑑

▽申請先 市役所ほけん課

※申請用紙は、ほけん課または各支所市民係窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。


※申請後、審査して郵送で交付します。窓口での即時交付はできませんので、時間に余裕をもって申請書を提出してください。

☎市役所ほけん課介護保険係
☎22・3145

政府広報 | 国税庁

**確定申告書には
マイナンバー記載**

本人確認書類の提示又は写しの添付も必要。
マイナンバーカードなら1枚でOK!
詳しくは▼国税庁マイナンバー



五岳を望む聖地

あそ宮地墓地

募集区画 5㎡より各種 全区画平地

☆ご連絡くださいご案内・ご説明いたします。 販売・・・有限会社石翔

阿蘇市一の宮町宮地4699 一の宮総合運動公園通り 電話 (0967) 22-6099

お気軽にお問い合わせ下さい。